指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

（課名：ＴＨＥシガパーク推進課）

<table>
<tr><td colspan="2">１　施　設　名</td><td colspan="2">矢橋帰帆島公園(①)および苗鹿公園(②)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">２　施設の概要</td><td colspan="2">敷地面積　①204,125.5 m2、②13,629.75 m2</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設内容
（所在地）①草津市矢橋町字帰帆２１０８番地、②大津市苗鹿三丁目１番１号
（設置目的）都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するために設置された琵琶湖流域下水浄化センターの将来用地を活用し、地域環境対策および地域住民を含めた住民サービスの向上を図るため。
（設置年月）①昭和58年７月、②昭和61年６月</td></tr>
<tr><td rowspan="5">３　募集概要</td><td colspan="2">募集方法</td><td colspan="2">公募</td></tr>
<tr><td colspan="2">募集要項配布期間</td><td colspan="2">令和８年８月12日　～　令和８年10月２日</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請受付期間</td><td colspan="2">令和８年８月12日　～　令和８年10月２日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">募集内容</td><td>指定期間</td><td colspan="2">令和９年４月１日　～　令和14年３月31日（５年間）</td></tr>
<tr><td>管理業務内容</td><td colspan="2">(1) 公園の施設および設備の維持管理に関する業務
(2) 特定施設の使用の承認、その取消しその他の公園の施設使用に関する業務
(3) 上記のほか、知事が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>管理料参考額</td><td colspan="2">２８２，３０８ 千円（消費税および地方消費税を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　応募状況</td><td colspan="2">
<table>
<tr><th colspan="2">申　請　者</th><th rowspan="2">グループの構成
（グループ申請の場合）</th></tr>
<tr><th>所在地</th><th>名　　称</th></tr>
<tr><td>滋賀県草津市新浜町162番地３</td><td>Lake terrace(ﾚｲｸ ﾃﾗｽ)</td><td>合同会社NiziPRO、社会福祉法人よつば会、株式会社なんてん共働サービス、守山環整株式会社</td></tr>
</table>
合計１グループ
</td></tr>
<tr><td rowspan="3">５　審査の概要および結果</td><td colspan="2">審査方式</td><td colspan="2">滋賀県指定管理者等選定委員会(公園部会)において、申請者から提出された事業計画書等の審査およびヒアリングを行い、審査基準に定める項目ごとに、審査・採点を行い最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">選定委員会委員
（公園部会）
＊部会長
(50音順､敬称略)</td><td colspan="2">稲田　ますみ(弁護士)
＊大橋　松行(滋賀県立大学名誉教授)
豊原　弘行(公認会計士)
永浜　明子(立命館大学スポーツ健康科学部教授)
林　綾子(びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部教授)</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準</td><td colspan="2">別紙参照</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">審　査　経　過</td><td>第１回滋賀県指定管理者等選定委員会(公園部会)
（開催日）令和８年７月10日
（内 容）募集要項および審査基準について審議
第２回滋賀県指定管理者等選定委員会(公園部会)
（開催日）令和８年10月23日
（内 容）申請者から提出された事業計画書等の審査、ヒアリングおよび指定管理者の候補者選定</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">審査結果</td><td>指定管理者の候補者</td><td>Lake terrace(ﾚｲｸ ﾃﾗｽ)</td></tr>
<tr><td>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</td><td>【評価結果】
○選定基準に基づく採点結果
<table>
<tr><th>申請者</th><th>選定基準１
（配点6点）</th><th>選定基準２
（配点33点）</th><th>選定基準３
（配点25点）</th><th>選定基準４
（配点30点）</th><th>選定基準５
（配点6点）</th><th>合　計</th></tr>
<tr><td>Lake terrace
(ﾚｲｸ ﾃﾗｽ)</td><td>4.16</td><td>24.64</td><td>18.60</td><td>18.20</td><td>1</td><td>66.60</td></tr>
</table>
※点数は各委員の平均値 （100点満点）
○各委員の採点結果
<table>
<tr><th>申請者</th><th>Ａ委員</th><th>Ｂ委員</th><th>Ｃ委員</th><th>Ｄ委員</th><th>Ｅ委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr>
<tr><td>Lake terrace
(ﾚｲｸ ﾃﾗｽ)</td><td>67.0</td><td>74.2</td><td>70.6</td><td>54.8</td><td>66.4</td><td>333.0</td><td>66.60</td></tr>
</table>
○提示額一覧表
<table>
<tr><th>申　請　者</th><th>提　示　額</th></tr>
<tr><td>Lake terrace(ﾚｲｸ ﾃﾗｽ)</td><td>２８２，１８５千円</td></tr>
</table>
【選定理由】
滋賀県指定管理者等選定委員会(公園部会)において、申請書類を審査・採点した結果、審査基準を満たしており、施設の活性化にかかる新規性やチャレンジ性が評価されたため、申請者であるLake terrace(ﾚｲｸ ﾃﾗｽ)を指定管理者の候補者として選定した。

【指定管理者等選定委員会の概要】
・施設の活性化につながる新たなイベントなど、チャレンジ性のある取組が提案されており、若年層の来園や世代間交流の促進が期待できる。
・これまで指定管理業務に従事されてきた方が、所属を変えて、継続勤務されるため、職員体制の点で、安定的な運営を見込める。
・新規法人であるため、事業計画および収支計画の妥当性について指摘する意見もあり、県によるモニタリングを通じて、適正な管理運営を確保し、経理状況についても確認していく必要がある。</td></tr>
</table>

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書）を添付して下さい。

別紙　《矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の審査基準》

選定基準 （条例第16条）	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1　事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・利用申込等公平な利用を確保するものになっているか。	・事業計画書 （運営方針） （運営計画）	2	6
		・事業計画の内容に偏りがないか。		2	
		・子ども、障害者、高齢者、外国人の公園利用への配慮はされているか。		2	
2　事業計画の内容が、公園の効用を最大限に発揮させるものであること（2号）	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。	・事業計画書 （運営方針） （運営計画） （実施体制表） ・収支計画 ・付属資料	7	33
	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解し、事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・利用料金の設定、要望把握、苦情処理等、利用者への対応は適切か。		4	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・広報活動等、利用促進のための取組は適切か。 ・管理運営目標の達成は見込めるか。		6	
		・自主事業は施設の設置目的に合致しており、利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。		7	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		4	

3　事業計画の内容が、公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第３号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか。	・事業計画書（経費見積額） ・収支計画	15	25
		・良好な公園管理の観点から必要な経費を見積もっているか。		5	
		・利用者サービス向上のための収益確保や経費縮減に取り組もうとしているか。		5	
4　事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第４号）	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 ・団体の経営モラルは適切か。	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	5	30
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		5	
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。		5	
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか。		5	
	・その他適切な管理を行うための能力	・緊急事態に対応する体制がとれるか。 ・環境への配慮がなされているか。		5	
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した施設運営が可能か。	・事業計画書	5	

5　滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項 （グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか。	・会社定款	1	
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	1	
		・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。 ※令和７年４月１日以降は「高年齢者雇用確保措置」を「高年齢者就業確保措置」に変更すること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	6
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立	1	

		を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し		
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	

		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年９月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構の実施するＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	1	
			合計	100	100

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア　各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ　最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ　「事業計画の内容が、会館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第３号)」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が６割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。